	二　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可			三　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可			四　法第五条の規定による技能検定		五　法第七条の規定による猟銃の所持の許可の更新		六　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新	七　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新	八　法第九条の規定による射撃教習を受ける資格の認定		九　法第九条の規定による射撃練習を行う資格の認定		十　法第九条の規定による空気銃（空気を圧縮する装置を用いるものを除く。）の射撃を行う資格の認定		十一　法第九条の規定による空気銃の射撃練習を行う資格の認定	十二　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定		
	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない										